

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉の向上と私立保育所等の円滑な運営及び振興を図るため、私立保育所等が実施する一時保育事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関し、糸魚川市補助金等交付規則(平成17年糸魚川市規則第50号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「保育所等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、糸魚川市一時保育事業実施要綱(平成17年糸魚川市告示第49号。以下「実施要綱」という。)第3条に規定する事業(以下「一時保育事業」という。)とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、一時保育事業の実施に要する経費のうち、人件費、消耗品費その他市長が必要と認める経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表に定める基準額に実施要綱第11条に規定する利用料を加えた額とする。

年間延べ利用児童数	基準額(1か所当たり年額)
25人以上200人未満	45万円
200人以上300人未満	90万円
300人以上400人未満	135万円
400人以上900人未満	180万円
備考 1日当たり4時間未満の利用児童については、2人で1人と算定すること。	

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。
(糸魚川市私立保育所特別保育事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 糸魚川市私立保育所特別保育事業補助金交付要綱(平成20年糸魚川市告示第120号)は、廃止する。
前 文(平成28年5月20日告示第138号)抄
告示の日から施行する。
附 則(令和6年3月29日告示第89号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の糸魚川市私立保育所等一時保育事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。